和子さん やはり、ころもを滴下して音で判断します。油は、お玉を使ってこします。

家庭用品は、新製品が出た時には、とても関心をもちます。

——家庭用品などで、一般家庭と何か相違点がありますか。

和子さん 風呂やオーブンのタイマーには小さくキズをつけて、指先で解るようにしています。

台所には、最低限の品物しか置いてありません。

整然と片づいて、どこに何があるか、自然にその場に手がいくようです。

——仕事の分担はありますか。

和子さん 特別に決めていません。でも、目に頼る部分は息子に任せています。例えば、くもの巣、しみ、庭のそうじなど……また高いところは主人に頼みます。

つきあい環境

——困ることは。

和子さん 2人の時は、回覧文が困りました。ご近所の方に読んでもらいました。

あと、あいさつのタイミングを逸してしまうことです。小学生などよくあいさつしてくれます。でも、タイミングがつかめず、相手に大変失礼してしまうことがあるので、残念です。

——福祉行政、福祉事業と叫ばれていますが、お2人は福祉についてどう考えますか

和子さん ただ単にお金をかけるのではなく、一般の方々がひと手間、ひと声多くかけてくれることが、真の福祉につながることだと思います。

私は主人にならって出来ることは自分でやりますが、どうしても頼らなければならないことは、その方面のプロにお願いすることにしています。

「人の一声にまさるものなし」と言っておられたことが印象的でした。

——今後、望むことは。

稔治さん 違法駐車がなくなるといいですね。特に、エンジンをかけっぱなしで止めてある車。

私達は路上を歩いて、下水の音などちょっとしたまわりの音で位置を判断します。エンジン音で大半の音が消されてしまうんです。

後記

今、和子さんは嫁いできたこの横芝をこのうえなく愛しています。「みんな親切にしてくださって、生まれ育ったところのような気がします」と言って。

両親の目となり、手足となっている憲一郎君には、明るく、のびのび育ってほしいと、2人はひたすら願っています。

取材後、私は、一つの良き家庭に出逢えたことに喜びを感じています。

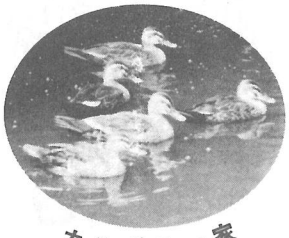

カルガモ一家

法の小窓

くらしに役立つ豆知識

支払命令の申立て

Q 1年ほど前に、知人のCさんに3か月間の約束で百万円貸したが、何度催促しても返してくれない。裁判を起こそうと思うが、方法を教えてほしい。

A 訴訟を起こす場合、簡易裁判所では九十万円を超える請求は取り扱えませんので、地方裁判所に訴訟を起こすことになります。

しかし、支払命令の申立てをしてみるのも一つの方法だと思います。

これは、訴訟と違い、債権者の申立てだけに基づき、その請求に理由があると認められれば、相手方に支払いを命ずるものです。訴訟に比べ手続きが速く、簡単なことが特色です。金額の多少に関係なく、簡易裁判所に申立てます。

Q 訴訟の判決とどこが違うのですか。

A 債務者のところに支払命令が届いてから、2週間経って異議の申立てがない時は、債権者の求めにより、強制執行ができるようになる「仮執行の宣言」という裁判がされ、この仮執行宣言付きの支払命令が、債権者と債務者の双方に送られます。その後、これが債務者のところに届いて更に2週間たって異議の申立てがなければ、支払命令は、普通の訴訟で確定した判決と同じ効力を持つことになります。

Q 費用は訴訟と比べてどうですか。

A 申立てに必要な印紙は訴訟の半分で済みます。全体として費用は安いです。

Q 申立ては、どこにすればよいのですか。

A Cさんの住所地を管轄している裁判所で取り扱います。

なお、話し合いの余地があるようなら、民事調停という別の方法もあります。